

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
通信政策特別委員会（第17回）事業者ヒアリング
ご説明資料

2024年10月29日
ソフトバンク株式会社

審議会において、「特別な資産」を持つ NTT の特殊性と それに基づく規制の必要性が改めて確認された

①

ユニバーサル
サービスの確保

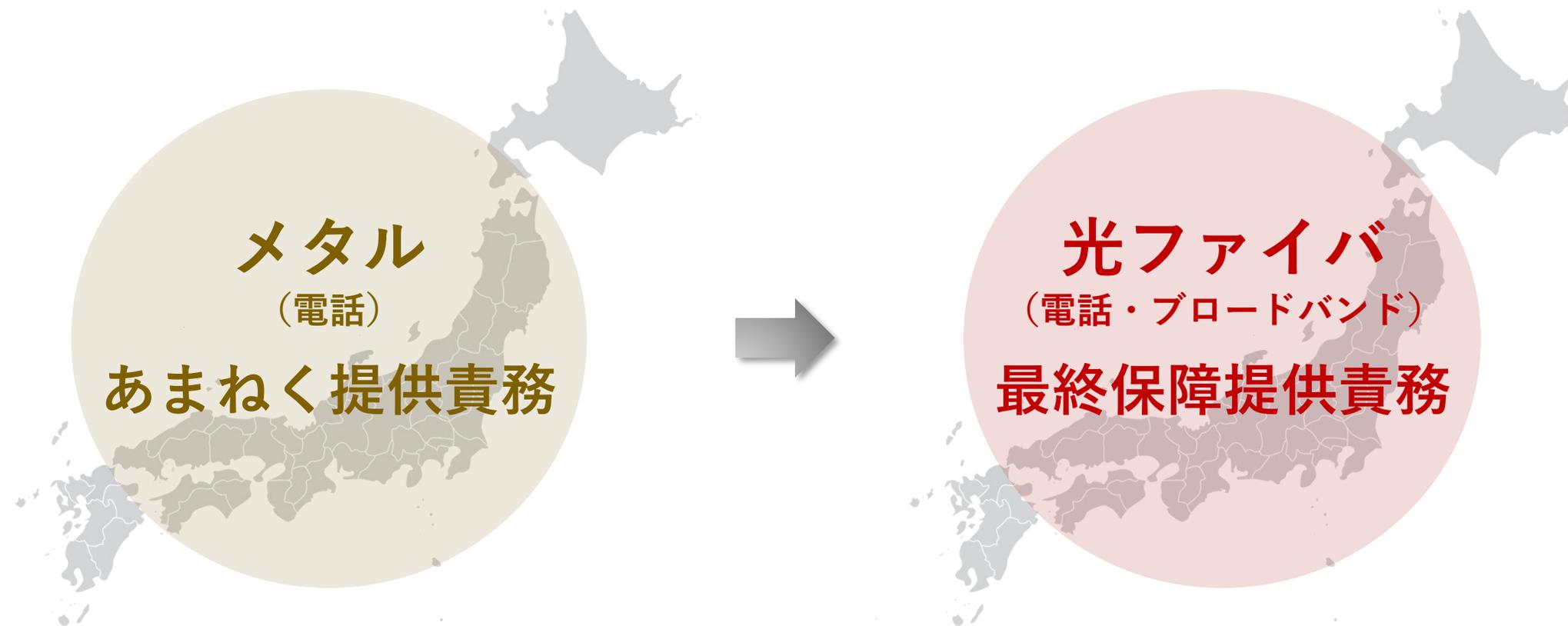
②

経済安全保障
の確保

③

公正競争の確保

次世代のユニバーサルサービス制度へ移行し、
NTTに引き続き公的な役割を担っていただくことに賛同



メタル
(電話)
あまねく提供責務

光ファイバ
(電話・ブロードバンド)
最終保障提供責務

次世代のユニバーサルサービス基盤たる「光ファイバ」とこれを支える「線路敷設基盤」を新たに保護することに賛同



アクセス網

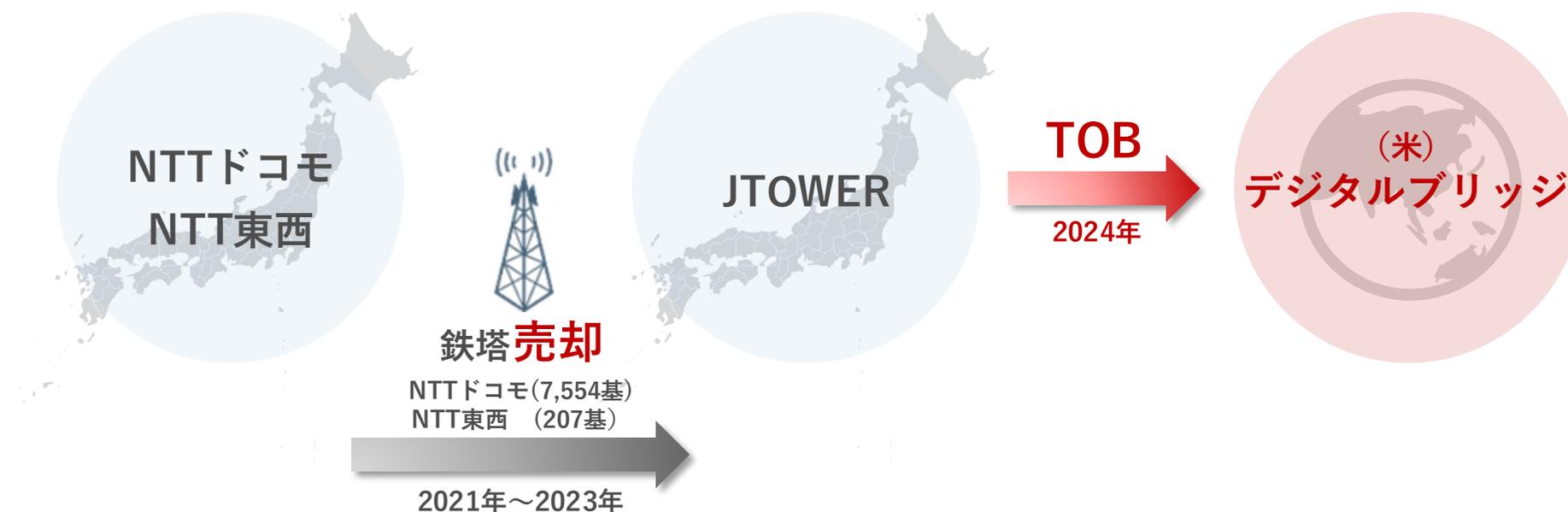


線路敷設基盤



「特別な資産」を守るため、NTTへの外資総量規制の維持に賛同 あわせて、譲渡/担保などは原則禁止とすべき

【資産売却、外資流出の事例】

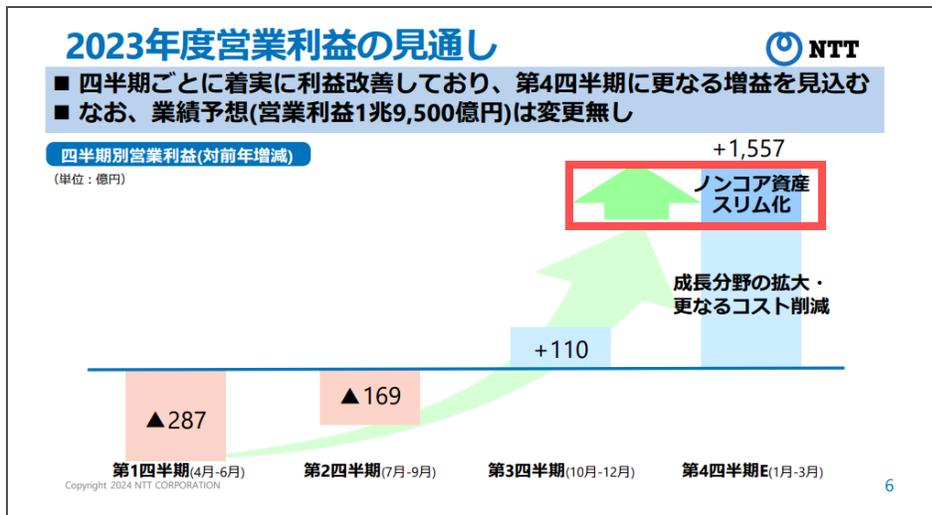


本事例と同様の形で、「特別な資産」も外資に流出しうる

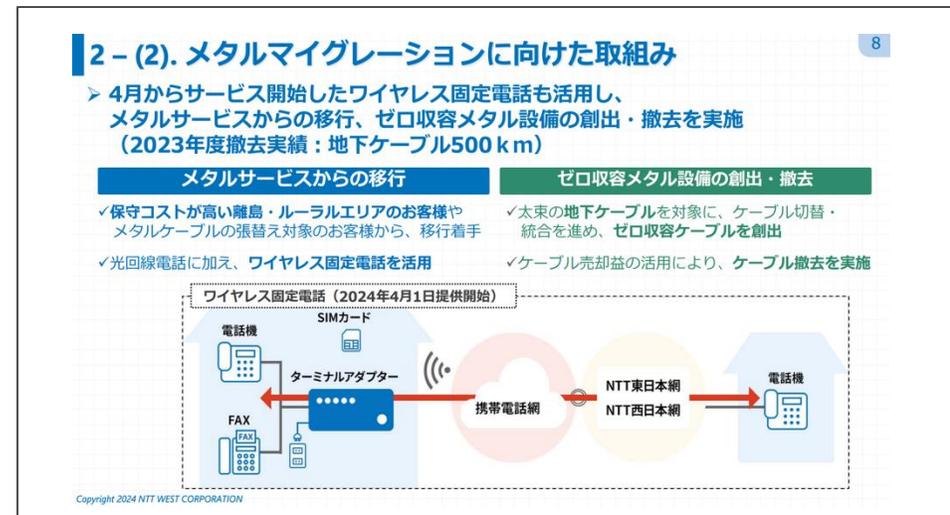
公社時代から全国津々浦々に所在するNTTの各種資産は、
今後も我が国の通信の基盤・拠点となりうるものであり、
その売却の判断は慎重になされなければならない

したがって、**売却見込みの資産**(※ノンコア資産等)**の詳細を明らかにしたうえで、**
現時点のみならず、我が国の通信の将来も見据え、
その是非を第三者の目で検証すべき

加えて、**メタルケーブル売却益等の使途の適正性検証も必要**



出典: NTT「2023年度 第3四半期決算について」(2024年2月8日)より引用、赤枠は当社追加



出典: 2023年度(第25期)決算について NTT西日本(2024年5月10日)

構造規制と行為規制による サービスの多様化やネットワークの高度化等の実現に賛同

構造規制

NTT法

NTTの公益性や、巨大性・独占性



NTT持株・NTT東西の
業務範囲の制限など

行為規制

電気通信事業法

独占的事業者の回線設備のボトルネック性



ネットワークの開放義務や
不当な優遇禁止など



政府方針が一方的に反故にされた事例もあるため、 実効性確保のための法定化に賛同

分離時の政府方針※ (1988年～1999年)

※「累次の公正競争条件」

◆ ネットワークの公平な提供
◆ 各種取引条件等の公平性の確保
◆ 在籍出向及び役員兼任の禁止
◆ 独立した営業部門の設置
◆ 顧客情報その他の情報の公平な提供
◆ 共同資材調達への扱い
◆ 研究開発成果の公平な開示等
◆ 分離会社への出資比率の低下



法的強制力なし

NTTドコモを100%子会社化 (2020年)

2020年9月29日 日本電信電話株式会社

株式会社NTTドコモ株式等（証券コード9437）に対する公開買付けの開始及び資金の借入について

日本電信電話株式会社（代表取締役社長：澤田 純、本社：東京都千代田区）は、「株式会社NTTドコモ株式等（証券コード9437）に対する公開買付けの開始及び資金の借入に関するお知らせ」をプレスリリースしました。リリース及び、本件の概要はPDFファイルへのリンクよりご覧ください。

[株式会社NTTドコモ株式等（証券コード 9437）に対する公開買付けの開始及び資金の借入に関するお知らせ \[924KB\]](#)
[NTTドコモの完全子会社化について \[979KB\]](#)

出典：日本電信電話株式会社 プレスリリース（2020年9月29日）

「特別な資産」を有し、「公的な役割」を担う NTT を
法的に保護/規律し、守ることは、国益/利用者の利益につながる



特殊会社たるNTTを規律するのはNTT法であるべき

法の趣旨/目的 の相違

(立法趣旨)

- NTT法と電気通信事業法では法の趣旨/目的が異なる
- 事業法への統合で法の解釈変更が生じ、本来の効力が失われる
- NTT持株は、そもそも電気通信事業者ではない

統合根拠の欠落

(立法事実)

- NTT法を廃止し、他の法律へ統合する前提となる根拠が存在せず、統合により解決すべき課題もない
(=現行法体系での規律の維持/見直し/強化が明らかに妥当)

※上記は外部弁護士の見解を基に記載

日本全国の電気通信事業者・自治体等
(MNO/CATV/ISP/電力系等)

181者

NTT法の廃止には反対

参考

各ワーキンググループおよび委員会論点に対する当社意見

ユニバーサルサービスワーキンググループ

1. 情報通信インフラの整備・維持の基本的考え方

- 競争中立性・各種負担軽減等の観点から、制度の範囲・措置は必要最小限が望ましく、ユニバーサルサービスとして確保する対象は固定利用を前提とすべき

2. ユニバーサルサービスに位置付ける役務

- 自己設置要件のもとでのユニバーサルサービスの安定的な提供のため、光ファイバによる役務提供を原則とし、ワイヤレス固定電話の提供地域拡大・技術基準緩和は最小限とすべき
- ユニバーサルサービスの効率的な提供のための無線の活用自体は否定しないが、基礎的電気通信役務としての指定に伴う既存サービスの規制強化（緊急通報、約款、品質等）はすべきでない
- メタル縮退計画の早急な策定・公表、総務省による検証が必要

3. ユニバーサルサービス責務の内容

- 電話の責務見直しに伴い利用者に不利益が生じないように、NTTの業務区域縮小に関する規律が必要

ユニバーサルサービスワーキンググループ

4. ユニバーサルサービス 責務の担い手

- 特殊会社でない事業者（適格電気通信事業者を除く）に提供を義務付けるほどの正当化理由はなく、特殊会社であるNTTがその責務を担うことが適当

5. ユニバーサルサービス 交付金制度

- 電話のユニバーサルサービス交付金制度の仕組みは、当面の間維持が適当
- ブロードバンドのユニバーサルサービス交付金制度における、最終保障提供責務の履行に関する負担金の在り方は、負担額の規模等を踏まえ検討することが必要

6. ユニバーサルサービスの 料金の低廉性の確保等

- ユニバーサルサービスにおいて確保すべき低廉性は、競争地域における料金水準と同等で足りるものとすべき
- NTTが独占的に保有する設備・資産は公的な役割を担っており、自己設置要件は引き続き維持すべき
- NTTはユニバーサルサービスの提供において、自社光ファイバによるものを原則とし、他者設備の利用は例外かつ限定的とすべき

公正競争ワーキンググループ

1. 公正競争の確保に関する基本的考え方

- NTTは承継した全国の線路敷設基盤とその上に設置した回線設備を独占的に保有していることから、公正競争確保は市場原理に委ねることが困難であり、構造規制と行為規制の両輪で必要な措置を講じることが必要
- 規制の遵守状況や競争環境の検証については、実効性・透明性の確保が重要

2. NTT東西の通信インフラの在り方

- アクセス部門の資本分離が、公正競争環境の確保に最も望ましい形態であり、今後もNTTの在り方が議論される際には継続的な検討が必要
(NTTグループからの「アクセス部門の完全資本分離」なしに、NTT法の廃止はあり得ない)

3. NTT東西の業務の在り方

- NTT持株による事業の実施については、本来業務の履行に支障が生じる懸念があること、NTT持株・東西以外のグループ内の規制対象外事業者が当該業務を実施すれば足りることから認めるべきではない
- NTT東西の業務範囲について、時代の変化に応じた見直しを行いつつも、引き続き公正競争上の懸念がある業務は禁止すべき
- 本来業務等に支障が生じる懸念から、NTT持株の目的達成業務・NTT東西の活用業務は認可制等、実効性・透明性の確保を確実にすることが適切

公正競争ワーキンググループ

4. NTTグループに関する公正競争の確保の在り方

- NTTの巨大性・独占性に変化がないこと等から、累次の公正競争条件の維持・法定化・検証等の強化を行うことが必要
(当社の考える見直し・法定化の内容は次頁の通り)
- NTTグループ内企業との合併・事業譲渡等の組織再編については事前審査を設けることが必要であり、今後審査の基準や対象について明確化が必要

5. 電気通信事業分野におけるその他の公正競争ルール等の在り方

- 各論点については、接続料の算定等に関する研究会等の場にて、事業者意見などを踏まえ議論を行っていくことが適切

公正競争ワーキンググループ

分離時の政府方針である「累次の公正競争条件」

項目	規律の内容
(1) NTT東西によるネットワークの公平な提供	<ul style="list-style-type: none">東西とドコモは別個に伝送路を構築する 要法定化東西とドコモ・コム・データ間の接続条件を他事業者と同等とする（※既に事業法で担保）
(2) 各種取引条件等の公平性の担保	<ul style="list-style-type: none">持株・東西とドコモ・データ間の取引を通じた補助の禁止 要法定化東西とドコモ・コム・データ・コムウェア間での取引を他事業者と同等とする 要法定化
(3) 在籍出向及び役員兼任の禁止	<ul style="list-style-type: none">持株・東西とドコモ・データ間、東西とコム間の在籍出向の禁止 要法定化東西とドコモ・コム間の役員兼任の禁止（※既に事業法で担保）
(4) 独立した営業部門の設置	<ul style="list-style-type: none">コムは東西との間で独立した営業部門を設置（共同営業の禁止） 要法定化東西がコムの業務を受託する場合の条件は他事業者と同等とする（※既に事業法で担保）
(5) 顧客情報その他の情報の提供の公平な提供	<ul style="list-style-type: none">東西とコムの間で提供される顧客情報等の情報は、他の事業者と同一とする 要法定化
(6) 共同資材調達への扱い	<ul style="list-style-type: none">共同調達は原則禁止、例外的に実施する場合はガイドラインを遵守 要法定化
(7) 研究開発成果の公平な開示等	<ul style="list-style-type: none">持株・東西がドコモ・コム・データ・コムウェアに対して行う研究成果の情報の開示の条件は他事業者と同等とする（※東西は既に事業法で担保、持株は責務廃止に伴い不要）
(8) 分離会社への出資比率の低下	<ul style="list-style-type: none">持株・東西とドコモ・データへの出資比率は低下させる（※NTTによる一方的なドコモの完全子会社化に伴い、解除を事後的に容認）

経済安全保障ワーキンググループ

1. NTTに対する外資規制

- 我が国の通信インフラ全体を支える「特別な資産」をはじめとするNTTの保有する資産・設備等の安全保障を確保するため、NTTに対する外資総量規制の維持が必要

2. NTT以外の主要事業者に対する外資規制

- 対日投資の足かせとなる懸念、相手国からの同種の規制を招き国内企業の国際展開に支障となる懸念から、NTT以外の事業者への外資規制の強化（外資総量規制等）は適切ではない（経済活性化と安全保障のバランスを引き続き重視）

3. 外国人役員規制

- 本年4月の法改正の効果・影響等を検証し、問題が生じた場合は是正が必要

通信政策特別委員会

我が国の情報通信産業の 国際競争力の強化

- 電気通信事業者とプラットフォーマーは事業構造に差異があり単純比較は適切ではなく、我が国全体の積極的な設備投資・研究開発を推進する政策が重要
(国際競争力強化はNTTグループのみを後押しして実現できるものではない)

政府の株式保有義務

- NTTの担うユニバーサルサービスなどの公的役割（責務）を担保するほか、「特別な資産」の安定的な維持・運営のためには政府の関与・監督が必要であり、これらを担保する措置として政府の株式保有は維持することが適切

各種認可事項等

- NTTは我が国の通信インフラを支える「特別な資産」を有し、公的役割を担う特殊会社であることから、公的役割の遂行状況等の確認・遂行の妨げとなる懸念やリスク等に予め対応できるよう、事業計画認可等の措置は維持すべき
- NTTの特殊性が再確認されたことを踏まえ、投資計画の明確化等、事業計画認可の内容を詳細化し、政府による担保措置の実効性・透明性を確保することが必要